

# 告 示

## 埼玉県告示第三百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、葛西・羽生領島中領土地改良区連合から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成三十年四月十日

職名 氏 名 住 所 埼玉県知事 上田清司

理事 齊藤忠男 埼玉県吉川市大字八子新田七百五十五番地